

第 11 回土岐川庄内川流域委員会抄録

日時：平成 18 年 9 月 27 日（水）

13 時 30 分～17 時 15 分

場所：名古屋ガーデンパレス 3 階 栄

1. 開会

2. 挨拶

許士所長（中部地方整備局庄内川河川事務所長）

ただいま御紹介頂きました許士でございます。7 月 11 日に前浅野より交代いたしました、私の方が着任いたしました。今後ともどうぞ宜しくお願いいたします。

本日は、大変お忙しい中、お集まり頂きまして、ありがとうございます。

本委員会も、平成 15 年 3 月の第 1 回から数えまして、第 11 回目になりました。昨年の 11 月に基本方針が策定されまして、今後は整備計画の策定に向けて、職員一丸となって努力を致しているところでございます。

新川の問題など、いろいろな問題がございまして、多少スケジュール的に厳しい状況ではございますが、宜しく御指導のほどお願い致したいと考えております。

3. 議事

（1）第 10 回土岐川庄内川流域委員会議事要旨及び

第 11 回土岐川庄内川流域委員会の開催にあたって

（2）河川整備計画（維持管理）の目標・整備メニュー（案）補足説明

（3）コレカラプロジェクトレポート Vol.2 の概要

（4）事務局からの提案議題

- ・ 30 年後の庄内川と新川の関係
- ・ 新たな水質目標について
- ・ 関係住民等からの意見聴取方法

（5）委員からの提案議題

- ・ 河川整備のスケジュール（案）
- ・ 庄内川の堤防詳細点検結果の概要

（6）今後の進め方

（7）その他

辻本委員長

11 回目の流域委員会になり、そろそろ整備計画が決まる、まさに産声の上がるころまでこぎつけてきたと思う。2000 年には東海豪雨による非常に大きな災害があり、それをどう乗り切って新しい計画にするのかということも大きな問題だし、名古屋市のすぐ近くを流れる川として市民に親しまれる川づくりも当然必要である。最近よく言われているような地球温暖化等の中で、しかも伸びつつある名古屋を危険に脅かすような要素もないわけではないという非常に大きな問題も抱えている中で、どのようなところに整備計画として到着点を求めていくのか。

皆様方の協力によって立派な整備計画ができ上がることを期待して、議論のほどお願いしたいと思う。

(1) 第 10 回土岐川庄内川流域委員会議事要旨及び第 11 回土岐川庄内川流域委員会の開催にあたっての説明

事務局

- ・ 第 10 回土岐川庄内川流域委員会議事要旨（資料-1）を説明。
- ・ 第 11 回土岐川庄内川流域委員会の開催にあたって（資料-2）を説明。

辻本委員長

前回の委員会は特にそうだったが、非常に長時間の説明に終始して議論する時間がなくなった。それならばどうしたらいいかということで、今回は、かなり早い時期に委員の先生方に目を通して頂く資料はお渡しした。前回までは、資料の説明に終始してもらったのだが、今回からは説明を比較的簡単にしてもらおう。各委員は、資料の中身について先に目を通して頂き、その分討議に時間をかけたいということです。

今、事務局から前回の議事内容と今回の委員会の進め方について説明があったけれども、何か意見はあるか。

それでは、今のような形で、できるだけ本日のテーマについて簡潔に説明してもらい、本日の議論を行っていきたいと思う。

(2) 河川整備計画（維持管理）の目標・整備メニュー（案）補足説明

事務局

- ・ 河川整備計画（維持管理）の目標・整備メニュー（案）補足説明（資料-3）を説明。

辻本委員長

河川整備計画では、治水、利水、環境という三本柱で河川整備を行うわけだが、そういう整備だけでなく、やはり維持管理も非常に重要な視点であるため、四つ目の柱として維持管理が別に項目立てされている。これについては前回話をしてもらったが、三つの柱と若干異なるので説明が非常に分かりにくかったので、今回補足説明してもらった。

治水、利水、環境については、それが目的とする河川整備をする河川整備計画だが、それをある程度フォローするものとして維持管理がある。維持管理のメニューは、それぞれ治水、利水、環境をサポートするものであるということも非常に重要な視点であり、維持管理が三つの柱のどの部分をサポートしているのか、しっかり管理してもらうことになる。

もう一つは、整備というのが大抵の場合は施設整備で、それをハードとって、そういうものでないものを枠組みとか、それをどう保全していくかがソフトという定義なのだが、その中でソフトとハードという表現を使っていたので分かりにくいという指摘があり、今回はハードを支えるための維持管理と、ソフト部分の維持管理で説明があった。

寺本委員

前回と前々回は休んでしまったので、議論が終わっていることでしたら、済みません。

この維持管理の項目を見ると、治水が目的の維持管理というイメージが強いと思う。利水や環境の観点はどこら辺に書かれているのか、ちょっと分かりにくいと思う。

環境の方は、河川清掃活動を進めるとか地域住民との連携といったところにあるかなと思うが、例えば、河川の樹林帯を維持管理していくといった視点は全く書かれていないので、環境と利水の面が弱いかなという気がする。

辻本委員長

今回のまとめ方では、寺本委員の御指摘のように、若干治水の防災、減災面に限定されているような気がするという御指摘があったが、この辺何か事務局から意見があるか。

事務局

今までの流域委員会の説明の仕方が、治水と環境、利水もそうですが、それと維持管理でパーツを分けてしまったということがあり、今言った利水とか環境は、どちらかという環境と管理の間にある部分でして、環境に今言われた部分を載せています。

前回の資料の再リニューアルになっているので、この中では環境の部分が抜けていますが、今回のコレカラプロジェクトレポート Vol.2 でまた説明させていただきます。その中では、治水、利水、環境の中にそれぞれ維持管理がありますので、今までの説明と実際まと

めたもののやり方が違うんじゃないかという御指摘はあると思いますが、維持管理についてはまとめさせていただいているというのが、アウトプットとしては、そのような形になっていると思っております。

辻本委員長

多分そのとおりかと思うので、まとめ方のところでやっていただけたらと思う。

維持管理のあり方と三本柱のものの分け方の話をしたが、先ほど言ったような形で、三つの機能と整備という話と、維持管理という話、きちっとお互いの連絡ができるような形で書かれることを望みたいと思う。

このことにつきましては、よろしいでしょうか。

維持管理の中に減災とか、ある意味での防災も入ってくるのだが、その辺をもう少し特化して書くという話も当然この中で出てくると思う。今の議題は前回の補足ということで、これから整備計画をまとめるに当たっての議論に入っていきたいと思うので、その中でもう一度振り返っていただければと思う。

今回ここで話されますコレカラプロジェクトレポート Vol.2 というのは、基本方針が出た後、我々がこの中で、そういう課題に対してどんな整備メニューを考えていったらいいのかを議論したこと、それから、並行して事務局が地域懇談会等で住民から意見を集められた内容を整理されて、まとめられたレポートだととらえていただけたらと思う。

この Vol.2 が河川整備計画(原案)のたたき台のさらにたたき台みたいな形、あるいはその中に織り込むべき内容を書き込んだレポートということになる。これについての説明を事務局から願います。

(3) コレカラプロジェクトレポート Vol.2 の概要の説明

事務局

- ・コレカラプロジェクトレポート Vol.2 の概要（資料-4）の説明。

辻本委員長

コレカラプロジェクトレポート Vol.2 が河川整備計画に書き込まれる内容である。流域委員会ですらまで議論してきたこと、地域懇談会から意見を頂いたことが書かれている。

河川整備計画に書き込む内容は、まず区間と対象期間がある。土岐川庄内川では、治水、利水、環境を総合的にという話と、河川整備に対して配慮することが書かれていて、もう一つは、モニタリング、評価、フィードバックという仕組みを取り込むという三つの基本

的な考え方の中で河川整備計画を作り上げている。その内容がコレカラプロジェクト Vol.2 に書き込まれている。

どのポイントからでも結構なので、御意見をいただければありがたいと思う。

基本的な考え方の中に、モニタリング、評価とフィードバックを基本としますと書かれているのだが、これは整備メニューそのものでなくて、やり方の問題だと思うのだが、例えばどんなところに反映されているのか、少し事例を挙げて説明いただけるか。

事務局

例えば、一つの引堤事業に対して調査を行い、計画を立てます。施工しますけれども、各々の段階で引堤計画よりももう少し河道を下げた方がいいんじゃないとか、環境にもう少し配慮すべきではないかという問題が生じると、それについては計画論までフィードバックして、工事の施工のやり方についてフィードバックしていくとか、箇所ごとの事業単位ごとにやっていきたいと考えております。

辻本委員長

今のは、例えば治水メニューの中の掘削についての個別的なポイントについての話。

事務局

そうです。

辻本委員長

今度は対象期間が 30 年と決められていて、ある程度それは段階的に順序立ててやられるという仕組みも整備計画の中に書くのか。

事務局

そうです。

辻本委員長

途中段階で評価しながら計画の適否は見きわめていくということを整備計画の中に書き込むと考えてよろしいか。

事務局

はい、そのとおりです。

辻本委員長

その辺がうまく書ければ非常に画期的なことだと思う。基本的な考え方として、例えば治水のポイントにしても、さまざまところにポイントがあり、下流にあるポイントがあれば、中流にもポイントはある。そのメニューそれぞれについてモニタリング、評価、フ

ードバックをし、30年を10年単位ぐらいに区切った前期、中期、後期ぐらいでしか書けないと思うのだが、それぐらいの中で見直せるようなところが計画の中に含まれることを書き込みたいという意思表示だった。

辻委員

この30年計画はいつから始まるのか。もう始まっているのか。

事務局

計画が策定されないと始まりませんので。

辻委員

まだ始まっていない。

事務局

はい。

辻委員

私は藤前干潟協議会で、藤前干潟の周辺の庄内川の河川環境も含めて、いい形で保全活用をしていきたいというのを昨年度からやっている。この前話ししたと思うが、アシ原帯の上部が埋められて、そこにいた希少な生物とか、トビハゼの冬眠していた環境が壊された。その後どうなるのかと思っていたら、最近になって、今年の年度内と来年の予算で、土盛りしたところも含めて堤防の改修計画をされるということが出てきている。ちょっと考えが良く分からないので、ここで議論していいのかどうか聞きたい。

辻本委員長

前回は確か御指摘があって、現在の整備計画の中では十分配慮できてなかったことが、実は工事区間の少し下流側のところで起こってしまったことに対して、どうするのかという議論だと思う。

整備計画の中でどれぐらい環境に対する配慮事項を決めておけばいいのかという話と、今のように、仮にある程度、その時点で河川敷の掘削をどうするかという話を議論した中で、我々も忘れていたし、こういう委員会をやっていて環境とか担当の先生方もなかなか指摘できなかったことが、やりかけてみて分かったという事例である。

その仕組みは先ほどの中のモニタリング、評価、フィードバックという視点の中にもうまく書き込めるはずだと思う。前回、辻委員から指摘があり、そういうお話をして、私はこの辺で読めるのかなと思うのだが、事務局はその辺まで読めるような書き方というのはいり得るか。

事務局

まず一つ目が、書き方の話は確かにそういう話があると思います。

もう一つ、辻委員から御指摘を受けたのは、私どもが工事をする際に当たって、どこまで注意できるかという話になりますので、整備計画に書く書かないによらず施工については十分注意して今後も進めていくつもりです。

辻本委員長

問題は、整備計画の中にどれだけ環境の個別的配慮事項が書けるかということと、気がつかなくて出てきた問題に対してどう配慮するのかということがある。また、施工に当たっては、これまでと同様に配慮すると言われたが、事務所の中のセクショナリズム的なところが問題であり、例えば、工事を実施しているところについては調査が全然見れていない。配慮できるような仕組みをもう少しきめ細かく書いて頂くことがあり得るだろうと思う。

辻委員

現状の把握を調査して、立案して、施工に関連して、いろいろ関係する方々と話し合っ
てフィードバックもする。今あるものはその対象にならないと言われると、ちょっと「お
やっ」と思う。

残念ながら、今藤前干潟協議会では環境省、愛知県、名古屋市、NGOとかいろいろな市
民団体が入っているのだが、国土交通省はオブザーバーという位置づけで入っている。藤
前干潟の河口部に関しては協議会という場でずっとつながっていることもあって、是非み
んなが一緒になっていい形にしていこうと。ごみの減量とか、ごみ拾いとかいろいろやっ
ているが、そういう面でこれを現実に関心から活かしてほしいなど。考え方を30年計画だけ
にというのではなく、そういう要望をお願いしておきたいと思う。

辻本委員長

ここは計画論の話だが、これはそういう要望だということで計画外の話だが、現時点か
ら今議論しているようなことは、もう今日的に活かせるところには活かしてほしいという
意見。それから、協議会の話等についても、いろいろな市民団体との連携という形がきち
っと書かれるが、その辺が一体どの辺まで網がかかっているのかということは、今分かる
のか。網はきちっとかかっているのか。

今後、議論していく中で市民団体との連携といったときに、一体どんなところまでちゃ
んと網かけができていいのか、把握できているのかということも議論する材料としては準

備しておいてもらう必要がある。

事務局

わかりました。

辻本委員長

辻委員の御指摘といいますか御意見は、計画論で今議論しているものは、もう先取りして、どんどん今日の行政に活かしてほしいということですので、それはもっともなことだと思ふ。

原田委員

同じような話だが、調査、計画、施工、維持管理、それをモニター、監視して、フィードバックする、そういう一連のシステムと言われるわけで、個別のいろいろな組織との協議がある。最近で言うと PDCA プランを立てて、ドゥーで実際に行き、チェックして、次のアクションにつないで、またプランにそれを反映する PDCA のループというのは、いろいろなところで求められている。この土岐川庄内川においても、整備計画を作っておしまふということでは当然なくて、きちっと事務所の中で定期的にこういうのを開いていく。コレカラプロジェクト Vol.2 の 1 ページ目に、地域懇談会、流域委員会、行政連絡会議の三つが一緒になって整備計画を策定するということまでは書いてある。河川整備計画を策定した後、それをどう見直していくかについては、PDCA のループの中で直し、より良いものについていくとききちっと書いてはどうか。この一連のシステムは、個別の組織との協議ということではなく、定期的に会議を開きシステムを作っていくものだと思う。実際には、個々の団体との協議も入ってくるかと思う。

辻本委員長

その流域委員会をそのまま継続するわけではないけれど、30 年間どこもきちっとある程度段階的に整備計画を実現していく中で、それを見ていく組織は、まだそれは先の話だという形だが、今原田委員からの御提案は、個別の団体とか組織との連携も重要だがそれを統括的に見るようなものを残しておく、あるいはきちっと作ることが必要だという意見は、一つの意見として今後また議論していきたいと思ふ。

石田委員

河川整備の三つの方策として、治水、利水、環境がどのページにも赤字で書いてあるがこれは常に競合し、三つがすべて丸くおさまるときが理想という気がする。これらを 30 年の計画をもって、新たな知見や技術の進歩によって適宜見直すことは果たして本当に現実

的に可能なのか、ちょっと疑問に感じている。全ての計画は今の点で現況優先なわけだから、変化に対応していきますと書いてあることが、何となく本当にそうなのかと疑問を感じ得ない。

市民イコール団体と常に扱われるが、市民が誰なのか分からない。特定の市民団体からの意見が優先されることのないように。ちなみに私は、環境や利水よりも治水が大事ではないかと思っている市民の一人である。団体化されている市民の人たちは、私見だが、どうしても環境や親水優先のイメージが私としては強いので、河川流域住民の本当の真の声をどのように吸い上げて、今日地方自治体の方はおいでになっているのか。会議は進行して行くが、本当の地域の声や地方自治体の目指すあり方、団体化されていないが川とともに暮らす市民の声を吸い上げなければ、この適宜見直しをしていくという言葉は、真実にはならないような気がしてならない。

辻本委員長

原田委員が言われたこととも関連していると思う。一番最後の項目は非常に良いことだが、それをいろいろな組織、団体等の意見も聞きながらと言うのだが、どれかの意見を聞くわけにもいかないわけだから、やはり全体的な視点から見るようなところを残すなり、あるいは作ることが非常に重要だろうということとも関連している。

それから、行政の関係は、先ほど地域懇談会と、この流域委員会の話をしたが、もう一つ行政連絡会議というのがある。そちらの方で、この流域委員会での議論とか地域懇談会の議論はフィードバックされているはず。

予算については、現在の予算レベルで30年間でできるはずのメニューだから、それがぼんやりとできないというときに、どういう形で計画を見直すのかということになると、やはり行政の方もモニタリング、評価、フィードバックを打ち上げておいて、それを監視する組織を作っておかないといけない。やはり整備計画を議論した後、流域を議論しているような組織あるいは会議が存続していくことも非常に重要なポイントだと。

その辺については、もう少し議論を深めて、また事務局からも原案を出して頂くことにしたいと思う。

行政はなかなか方向転換ができないでしょうと、流域委員会などがいないときに、どうやってフィードバックをかけてPDCAみたいなものを作っていき、何か想定されるものがあるか。

事務局

想定はないのですが、事業の再評価という仕組みを持ってしまして、5年に1回計画を見直さなければいけません。昔で言う時のアセスという感じのものを持っております。平成10年ぐらいからそういう仕組みができてまして、私どもはそういう形で5年に1回は事業の見直しをしております。

ただ、それをやるから全ての計画論が今のフィードバックでできるのかと言われると、そうではないとも思っております。個別事業については、時のアセスではないですけども、個別ごとにちゃんと状況に応じた形でやっていかなければいけないと思っておりますが、その仕組みを、余り明確にはお答えできないということで、行政は本当に変われるのかと言われると、ちょっと言葉を濁してしまうようなところはあるのかなと感じております。

辻本委員長

コレカラプロジェクトレポート Vol.2 に書いている内容も含めて、まさに整備計画(原案)に書かれるはずのものについて、この後も少し話題提供があるが、この中身からも御意見を頂ければ結構かと思うが、いかがか。

片田委員

この資料の中には、減災対策という項目を随分入れて頂いていること、災害の情報の話とか、ハザードマップといった内容が随分盛り込まれている。ところが、治水と防災は連動するわけだが、防災は地方自治体の仕事になっていて、市町村の役割である。そのときに、今ここでいろいろ議論になったモニタリングとか評価、フィードバックといった防災対策が地域にどのように反映されているのか。また、この全体の計画と市町村との意思の疎通ができているのか。現場で起こっている問題をどうフィードバックしているのかといったときには、やはり市町村との連携の場というのが、このフィードバックシステムの中に、そういった項目というか、組織というか、体制を整えておかないといけないと非常に思う。

例えば、ハザードマップを見ても、愛知県66の自治体にアンケート調査のハザードマップを配ったけれども、特に利活用していない自治体が7割にも及ぶ。公表したけれども公表しっ放し、公表しただけ、配っただけという自治体が30%、広報誌などに周知しただけが45%という。言うなれば、水防法で規定されて、お上にやれと言われたからやりましたという地方自治体が非常に多い現状がある。このままで防災が進むかということ、実効性が全然伴わないなという気がしてならない。

そういった面からも、このモニタリング、評価、フィードバックの部分では、実施主体

であるところの自治体との連携、また、彼らとの意見交換、フィードバック、時には地方自治体に対しての指導といったこともできるようなところが、是非必要ではないかと思う。

辻本委員長

全体的に整備計画で書くときには、国の直轄のところを主体に整備計画を立てているが、当然直轄以外のところにも関わっている防災機関との連携の話も出てくる。ハザードマップとか減災の話は書いてあるが、実は河川サイドのやり方としては、浸水想定区域図を出すだけが仕事だと言えば仕事で、それを一步踏み込んで書いている。自分たちの役割を越えて書くということと、それに対してどれだけ責任を持ってやるかということ、あるいはできるかということについて、少し事務局から説明を頂きたいと思う。

私は県管理等の河川の治水も含めての話ですけれども、それはまた次の議題に残しておく。ここでは、整備計画に書かただけか、どんな責任を持つのか、どんな連携体制をとろうとしているのか、あるいはそういう体制のことまで踏み込んで整備計画の中に書くべきではないかという意見でもあると思うが、いかがか。

事務局

平成 16 年の災害を受けまして、今国と地方自治体の中では災害情報協議会とか災害情報支援室とか、さまざまな手法で国と地方自治体が協力し合い、ハザードマップの推進や改良とか、いろいろな取り組みがなされております。

ただ、整備計画にどこまで書けるかという問題は一つの課題なのかなと思っております。

整備計画はあくまでも河川管理者が作る目標として自分たち自らがこうやると書くもの、それ以外のものは努力目標となってしまうものがあり、どうしても役割分担の中で分かれてしまわざるを得ないというのがあるのかなと思っております。

辻本委員長

国がこういうイニシアチブをとりますというようなところまで一つ考えてみたいということなんですが、片田委員がおっしゃることは。

片田委員

防災が地方自治体の仕事と法的になっているという前提のもとで、努力目標を書くだけでは、恐らく何も変わらないというのが実態です。もう少し工夫して、災害情報連絡協議会が自治体との連携をさらに強化するのが、今後の努力目標となるのかな。要は、実効性のある部分でもう一步踏み込んだ何かが欲しいというのが正直なところですよ。

辻本委員長

役割として、国の方からイニシアチブをかけられるところがどこかを考えて頂く。河川管理者は、基本的な情報を出す側として、情報を使う側をどれくらい縛れるのかという使い方の注意という形で、やはり行政の流れ的には上流にあるのでやれる工夫があると思う。工夫は次回までに考えてもらうこととし、整備計画には、国のイニシアチブが示せるところを書き込むということ。

片田委員

東海豪雨のときの避難勧告を出すプロセスを見ても、地方自治体の市町村側で判断にはテクニカルで難しい部分があり、判断が鈍ったところは否めない。

だから、最終的には庄内川河川事務所の当時の所長からのサジェスションによって動いたのも実態として事実。その部分を支援するために連絡協議会ができたのだろうと思うが、被災していない自治体側の指導まで含めてやっていただけるといいなと思う。

いずれにしても、次回までに何らかの対応案を出して頂けるといいかなと思う。

辻本委員長

どんな工夫があり得るのかということは努力して頂くことにしたいと思う。

石田委員

先ほど5年1回計画の見直しが一応ルールとしてあるというお話だったが、それを明記することも難しいのか。

辻本委員長

それは別の仕組みですね。

石田委員

それを明記するのは難しいとしても、地方自治体との連携はとても重要だと思う。平時のときに連携できないのに、実際に災害が起こったときに有機的な連携をとるのは難しいと思う。何事もなく普通に会議がやれるようなときに、恒常的、日常的に連携の形を作っておく。また、アラートを出すタイミングのようなものも、町や区や少し大きくて市ぐらいの身近なところからの方が市民にとっては伝わりやすいと思うので、自治体と連携した実行力のある生きた会議にして頂ければありがたいと思う。

辻本委員長

そのとおりですので、どう書くのが工夫をお願いしたいと思う。片田委員が指摘された災害連絡協議会だったかな、もう一つは整備計画を作るに当たって流域委員会と並立している行政連絡会議も、フィードバックみたいなもの、あるいは計画の見直しをかけるのだ

ったら、ある程度残されておいた方がいいのではないかという話にもなってくると思うので、今議論した計画を30年かけて実行していくときに横に存在させておくべき組織の問題みたいな話は、どこかできちっと整理する。

それから、事業評価委員会に係るような話が、この河川整備計画の中で現実に全部引っかかってくるのか。

事務局

整備計画ができた後は、事業評価監視委員会で再評価を行うことになっていると思います。

辻本委員長

細かい部分は、そこでは分からないということか。

事務局

はい、そうです。

辻本委員長

逆に5年単位で河川整備計画の見直しを一つ一つかけていくという形式的なことも難しいだろうから、余り事業評価におんぶに抱っこというわけにはいかないだろう。

あと、いかがか。

資料に目を通されながら議論が出てくると思うので、後から議論していただいても結構だが、議題の(4)事務局からの提案議題が幾つかある。提案議題は三つあるけれど、差し当たって二つだけ先に説明頂く。

(4) 事務局からの提案議題

- ・30年後の庄内川と新川の関係

事務局

- ・30年後の庄内川と新川の関係(資料-5(1))を説明。

辻本委員長

整備計画のメニューの議論の中で議題提案があったが、洗堰を通して新川と庄内川がつながっているという特殊な事情がある。そして、東海豪雨のときには庄内川からかなりの流量が新川の方に分派されて、新川で破堤が起こっている事情がある。

激特事業では、庄内川の身を削ってというか、堤防の2mある余裕高を1.2mまで切り下げてまで、新川への分派量を270m³/sから70m³/sに減らす努力をして、庄内川では堤防補

強を行いながら激特事業をやってきた経緯がある。

庄内川から新川への分派量は、基本方針では計画高水流量を一滴も漏らさない。ところが、整備計画でどうなるのかと考える場合、庄内川の整備計画は東海豪雨ぐらいの雨に対して安全のように、新川の方は30年に1度という安全な川としており、庄内川と新川では整備目標が違う。

庄内川に東海豪雨と同じ水が来たときは、新川に $20\text{m}^3/\text{s}$ あふれる。30年に1度の雨では庄内川はあふれないので、新川にとって $20\text{m}^3/\text{s}$ は計画にない超過洪水として庄内川から入ってくることになる。ただし、新川が都市浸水に対する新法の中で努力していることもあり、庄内川から新川に分派する $20\text{m}^3/\text{s}$ も庄内川で何とか飲み込む方法を考えられているという説明があった。

技術的な問題を含めて、もっと大きな洪水が来たらどうなるのか。万が一のときにどこを守って、どこが守れないのかという議論を深刻な話としてせざる得ないことになる。そんな議論までするとき、30年後に一体どんな川の形を目指して作ったらいいのかというのは、整備計画を作る上で非常に深刻な問題だと思う。

理論的に、新川は30年に1度の川を作る。庄内川は30年に1度という新川の条件のもとでは、一滴たりともこぼさないという理論です。庄内川は東海豪雨のときに満杯になる、計画高水のレベルで安全に流せる。これが、技術屋の論理だが、そうはいかないところもあり、 $20\text{m}^3/\text{s}$ のやり取りのところが議論になっている。

これについて、流域委員会の先生方で、どのように考えたらいいのか。考えを聞かせていただければありがたい。

原田委員

庄内川から水が $20\text{m}^3/\text{s}$ 分派するのは、当然庄内川のピークのとくに起きる。資料-5(1)5-3 ページに、「また、新川流域の洪水ピーク後に越流が始まるため、新川流域への影響は殆どない」とある。これは東海豪雨での雨の降り方、空間分布、雨の分布に限った話なのか、どんな降り方をしてもこうなのか。

事務局

今回の整備計画では、起こった事象に対して満足させましょうという計画論ですので、正確に言うと、東海豪雨ではということです。東海豪雨以外のパターンで検討しておりません。

原田委員

「東海豪雨では」というのを常につけての議論ですね。

辻本委員長

それを整備計画目標としようかという話ですね。

原田委員

こういうピークの問題は非常に難しく、雨の降り方によって大分変わってくると思う。庄内川の場合は矢田川が合流するが、矢田川も流域面積は数分の1ぐらいしかないのに、雨の出方は結構強烈である。あれもピークの重なり方が問題になってくると思うのだが、今県の話と国の話では対象としている雨が違うので、そこら辺をよく考えて要注意かなという気がする。

辻本委員長

整備計画というのは比較的個別的で、計画論として非常に分かりにくいので、いわゆる基本方針の議論をされるときに、合流の問題をどうされているのか説明してほしい。

事務局

基本方針の決め方で言いますと、本川流量を見込むときには、代表洪水としまして、要は大きな洪水となるような対象洪水を数洪水選びまして、庄内川では4洪水選んでおります。4洪水で200年に1回の雨が降った場合の洪水流出は、4降雨ごとで違いますので、支川からの合流量は4降雨の最大値をとって本川の合流後の処理をしなければいけない流量と決めております。支川につきましては、各々の最大値となります流量で計画を決めることとなります。

つまり、合流量につきましては、数洪水のパターンを用いて、その最大値を用いた計画論を立てるとというのが基本方針のやり方です。

県の計画につきましても基本的には同じように、本川計画の中で見込んでおります。ただし、県の計画は大きな規模の洪水を対象とせず、各支川流域に降る程度の規模の洪水を対象としています。本川が考えている支川のピーク流量以下でしたら、県の計画は整合がとれているという判断をします。

辻本委員長

非常にややこしい説明だと思うが委員の方々に、今の説明でもう少し細かいことを知りたいということがあれば、申しわけないが確定して質問してもらいたい。

小菅委員

コレカラプロジェクトレポート Vol.2 の19ページに治水目標の流量の絵がある。東海豪

雨が前提になっており、新川が0 m³/sになっている。これは正しいのか、20m³/sなのか。

事務局

0 m³/s にしようという計画です。一生懸命下流側の河道掘削をするのですが、現在の洗堰の高さでは20m³/s こぼしてしまうので、何かしら対策が必要です。ただし、その対策方法は、まだ決定しておりませんという説明になります。

辻本委員長

新川と庄内川の間には洗堰があり、これを激特事業のときに少し高さを上げたため、この計画論では20m³/s が新川に流れる。

だから、例えば土嚢を積むようなことがあってもいいから、少し高くしてやれば新川には流れないという工夫ができる。土嚢を積むというのは計画論ではないが、それぐらいの手当てで0 m³/s という形もできる。もちろん高さをもうちょっと積むとか、いっそのこと基本方針のレベルまでとするという話もあるでしょうし、いやいや、超過洪水のときにどうするかわからないので、ゲートが何かで操作できるようにしておいた方がいいとか。

新川と庄内川の接点では、やり方はいろいろあるが、メニューは決まっていない。何とかして、この状態で0 m³/s になるようなことを考えたい。整備計画には、そう書きたいといっている。

小菅委員

コレカラプロジェクトレポート Vol.2 は広く配られるんですね。意見を求められるということだと思うが、誤解を招かないようにしないと。

辻本委員長

今回事務局から出ている提案は、整備計画で新川への配分量をゼロにするという計画が提案されているということ。そのための方策は、まだ未定ということ。

辻委員

自信のある質問ができないが、もともと洗堰は庄内川の水を一時新川に流して、小田井側で被害が起こっても仕方ないから、庄内川の左岸、名古屋市側の昔支障のあったエリアを救うという原理だったと私は聞いている。その方針を現在も維持するのか。当然今の都市の状況では、そこに住んでいる方から見たら、片方だけ低くされているのはたまらない。先ほど石田委員が言われた、環境と治水、利水の三つのことを考えるときに何が優先か。治水だと。全く僕も同感なんです。

その20m³/s の分が、ピークを外すということの意味では、小田井遊水地だってピーク削

除の方策はあったのに、東海豪雨のときには、これが効いてなかった。

今 $20\text{m}^3/\text{s}$ の分を新川に回すことで庄内川が救われ、新川も問題がなければ、それは治水の方策として僕は正しいと思うが、庄内川を救って、かわりに新川が危険になるというんだったら、それは取れない方策だと当然思う。もっと小田井遊水地を拡大するとか、別の方策を具体的に考えることをしなければ、小田井側にいらっしゃる人には納得できない話ではないのか。

辻本委員長

おっしゃるとおりだと思います。

ただ、問題なのは、新川は庄内川に比べて安全度が低い川に計画されているわけです。

辻委員

だったら、おかしいですね。

辻本委員長

当然 1 級河川と直轄河川と県管理河川では、最終的な計画も 200 年に 1 度と 100 年に 1 度というふうに、それは合意の上で計画が決められて、その計画の中ではどこも等しく守られないといけないのが第一の原則で、それが守られていますかということ、守られている。庄内川から新川に $20\text{m}^3/\text{s}$ 流しても大丈夫かというのは、 $20\text{m}^3/\text{s}$ 流すような事態は 100 年に 1 度であり、30 年に 1 度ぐらいのレベルでは考えていない。しかし、原因者で $20\text{m}^3/\text{s}$ を減らす努力をするべきだということで、庄内川の方でそういう提案がされている。

$20\text{m}^3/\text{s}$ 流さなくするというのは、一旦差をつけたけれども、そのレベルにおいては、庄内川と新川で平等性をいざというときには確保する。ただし、新川が昔から持っていた機能はもっと大きな洪水が来たときに庄内川がへしゃげると大変なので、新川の方へリスクを転嫁するということは、ある程度将来的にも考えないといけない。すなわち、計画までは平等に守るのだが、計画を超えたときにどうするのかという議論は、また危機管理として別の議論が当然出てくるだろうと悩んでいる。だから、施策が決まらない。

辻委員

$20\text{m}^3/\text{s}$ と言うので良く分からなかったけれども、要するに堤防の高さは、庄内川の左岸と右岸で依然として違う。

辻本委員長

堤防は一緒です。洗堰の高さが $20\text{m}^3/\text{s}$ こぼれるような形になっている。

辻委員

だから、相変わらず洗堰の部分のところだけ低いわけですか。

説明をして皆さんが納得すればいいけれども、堤防は両方とも平等にすべきじゃないかと思う。

辻本委員長

洗堰の機能と、洗堰のところの構造きちっと書いておく必要がある。洗堰の構造がどうなっているのか分からないまま、こぼれるとかこぼれないという議論だけしているのはおかしいということ。

寺本委員

基本的に新川は、既に東海豪雨のときに $20\text{m}^3/\text{s}$ ということで、格段に安全になった。新川をどんどん安全にするというのはいいことだが、庄内川がそれによって危険になることは当然受け入れられない話だから、庄内川を安全にした上で新川を閉めるのは当たり前のことだと思う。

ただ、そのときにこういった図に $0\text{m}^3/\text{s}$ と書いてあると、どんな洪水でも来なくなると思ってしまう気がするので、例えば三つぐらい図を書いて、現在東海豪雨が来たときは $20\text{m}^3/\text{s}$ 流れると。下流の整備が進んだときは $0\text{m}^3/\text{s}$ の絵をまた書くとか、工夫すれば分かりやすくなるかなと思う。

辻本委員長

計画というのは本当はそうなのだが、なかなか誤解を受けやすいということで、途中段階ではそんなふうにはならない。30年の計画の一番最終形ではこんな形になりますということをしっかり書くことに努力して頂くことにする。

ちょっとここで15分、3時半まで休憩したいと思う。

- 休 憩 -

- ・新たな水質目標について

事務局

- ・新たな水質目標について（資料-5(2)）を説明。

辻本委員長

水質の新たな指標という形で、水質管理をただ単にBODとかpHだけでなく、利用とか親水のあり方も含めてやっていきたいということで、いろいろな面から御意見をいただけ

ればありがたいと思う。

辻委員

たまたま名古屋環境大学ということで藤前干潟の源流の森から水を追っかけて、干潟までずっと川を見て歩くということ、この 8 月と去年にもやった印象が強くて、今のような新たな指標で考えていくことはとても大事だと思う。

資料（コレカラプロジェクトレポート vol.2）の 39 ページに昭和 46 年と平成 14 年の水質変化を BOD のグラフがある。猿投山から歩いてきて川も随分きれいになっている、途中の八田川の合流点に来るとがくと悪くなる。法律的にはこれが基準値になっていると伺ったのだが。これまでの基準もやっぱり、これはどこが決めているのか。環境省が決めているのか、あるいは愛知県や名古屋市が決めているのか。とにかく、天神橋とか水分橋あたりから明確に汚れが始まっていて、多分その原因ははっきりしていると、講師の大野先生は指摘していた。特定の企業をけなすわけでないが、例えば、王子製紙さんの排水が入っているとか、リサイクルで有名なトキワ製紙の排水が矢田川の方で入る。その時点からがくと悪くなっているという事実はある。

企業さんのことも含めて、どういう解決策があるのかということ、を忌憚なく議論し合える場が必要ではないか。問題点をもっとはっきり見せた方がいいと思った。

辻本委員長

環境基準、類型の問題等は、前回から松尾委員に何度も指摘されたことだが、少しその概要を説明してもらってから議論に入りたいと思う。

環境基準はどんなふうか今見せてもらったが、それはどこが所掌をしていて、それを変えるということを河川整備計画の中に書き込むということはあるのか得ないのか。

事務局

河川水質の類型指定というものは、水質汚濁防止法で決まっております、公共水面の管理者である各県が決めております。

まず、整備計画といいますか河川管理者が、「水質はこうあるべきだ」と意見を言うことはできると思いますが、「こうします」と言うことはできません。法律が違いますので、無理なのかなと。

ただ、現在の水質が良いというわけではないので、また、環境基準が BOD で本当に評価できるのか、違う水質からみんなが一緒になってやっていくのを選ぶべきかと思います。

もう一つ、特定の企業と言われたものですが、水質汚濁防止法の中で排水規制が決まっ

ておりまして、ここまでの排水はしてもいいと法律上で決まっております。その基準よりも多分努力されて、もう少しきれいな水を排水されている企業さんがあると思います。要は今の排水規制は満足していて、それ以上良くするためにはどうしたらいいか。同じ公共水面の基準の中でやってしまうと管理者が県になってしまいますので、そうじゃないところで何かできないのかなと模索しようと思っているのが、今の整備計画の中です。

辻本委員長

環境基準との関わりという形で先ほど指摘された39ページ(コレカラプロジェクト Vol.2)にあるものでなく、整備計画のメニューとしては、川の地点地点に応じて生態系のためにはどうだとか、あるいは親水のためにはどうだという形で、積極的に別の視点から打ち出していこうというのが今回提案されている。ほかの流域委員会では、水質をもう少し良くしていく努力をしましうぐらいの記述に終わっているところを、目的に応じた指標を通じて努力をしましうという書き方に一步前進したのだが、まだ指摘されている問題点が残っている。そう簡単にクリアできない話だが、クリアする努力も一緒に書いておくということも必要なだろう。

水質は非常に斬新的に書かれたけれど、生態系とか親水面あるいは景観面でさまざまな指標があると思うが、川のどのポイントがどうなんだということとしっかり関連づけながら話した方がいい。住民運動とかの兼ね合いでやっていくとか、NPO、NGOに努力してもらいながらやるという中では、地点を示しながらターゲットを決めるというのは、一つの整備メニューで場所を書かれているのと同じような形で、ちょっと工夫すれば効果は上げられる気がする。

目次を見てもらうと、基本的な考え方は先ほどからしばらく議論してもらったが、水利用の目標・整備メニューの書くべき内容が若干乏しいかなという感じがある。

それから、環境の目標と整備メニューという形で、親水的な面と自然環境的な面でメニューが上がっていて、その両方に関わる形で水質が環境のところに書かれている。水利用という面では庄内川はさほど大きなウエートがないので、水質の問題も完全に密着させて、親水と自然環境という視点で書かれることになっている。

先ほど少し意見の出た維持管理の話、前回の補足説明では殆ど治水に特化していたという御意見があったけれども、最終的には治水における維持管理メニュー、水利用における維持管理メニュー、環境の維持管理という形で、維持管理メニューはそれぞれどういう3本柱の一つを担っているのか、どの部分が施設を支えるものであり、どの部分がもっとソ

フトなものだということもきちっと書かれるはずとなっている。

地域と連携した取り組みというのは、本文の中ではどういうところに入ってくるのか。

事務局

地域と連携した取り組みが、治水とか環境の個別というよりも全体に渡るものなので、原案を作るときには別に項目立てをしようと考えております。

辻本委員長

そうすると、治水、利水、環境、維持管理、地域連携、こういう章立てになりますか。

事務局

章立としては、維持管理は各々の項目の中に入り込んでいます。

辻本委員長

この章立てでいくのか。

事務局

この章立てが、殆ど原案を作るときに章立てと同じように合わせた形です。

辻本委員長

よそはよく治水、利水、環境、それから維持管理という別柱になっているが、庄内川では、それぞれに維持管理を入れていくと。

事務局

維持管理の項目を起こして、治水に関する維持管理とか、水利用に関する維持管理と起こしていくよりも、一つ治水なら治水のところで維持管理について書いた方が良いと思ひまして、こういう章立てを考えております。

辻本委員長

ただし、地域連携については。

事務局

いろいろなところに関わるので別立てにしようと思っております。

辻本委員長

わかりました。そういう書き方をするそうだ。

やはり議論するときに、この場でスライドで出てきた方が印象があって議論しやすかったのかなと若干反省もしているが、前回は説明が長過ぎて、やはりスライドの印象が残らないので議論しにくいという面もあった。そこの兼ね合いは難しいと思うが、また次回以降、努力して頂きたい。

議題の(4)事務局からの提案議題の三つ目、関係住民等からの意見聴取方法。この説明をお願いします。

- ・関係住民等からの意見聴取方法

事務局

- ・関係住民等からの意見聴取方法（資料-5(3)）を説明。

辻本委員長

コレカラプロジェクト Vol.2 をまとめるに当たって、流域委員会の先生方の議論あるいは地域懇談会の議論が反映されているが、このレポートからさらに整備計画(原案)のたたき台を作っていくプロセスの中で、市民から議論を頂く場を作っているということ。すなわち、このコレカラプロジェクト以外にファシリテーターを使った懇談会やホームページを使って、さらに意見を聞きながら原案を作っていく非常に丁寧な方法としている。

本文形式のものが出た後、次回の委員会で原案に関する議論をして頂く。それまでの手続が、いわゆる任意の住民からの意見聴取になる。本文になった時点で流域委員会も意見を述べるし、河川法上の意見聴取という手続になっている。

今事務局から問われているものは、任意の意見聴取の方法と、河川法上の意見聴取の方法について、特に意見あるいはアドバイスがあればお願いしたい。

片田委員

第1回のこの会議でこの辺のパブリックコメント、住民の意見をどう反映するかという議論をしたかと思う。議事録を今めぐり返しても、少数の人の大きな声をもって民意とすることには賛同しかねる。多くのサイレントマジョリティーというのが、物言わぬ多くの人もいるわけで、その場合、やはり発言者に発言し放しという状況で意見を聴取することには賛成できないと思う。

したがって、ここで一番問題になるのは、僕はインターネットのホームページ上で掲示板のような形での意見の聴取だが、もしこれをやられるのであれば、名前と立場を明かした上で責任を持った発言をして頂けるような工夫をして頂きたいと思う。

辻本委員長

それは任意の意見聴取のところか。

片田委員

そうです。

辻本委員長

意見は述べられるが、それがどんなふうに原案に反映されるかどうかというところでも一つのスクリーニングが多分必要なのだが、ホームページ等での書き込みはしっかり素性を明かすような縛りをつけたらどうかという意見。

片田委員

そうです。責任のある発言をして頂くためにも必要かなと思う。

辻本委員長

その辺、事務局は今のところどんなふうに考えられているのか説明してもらえるか。

事務局

パブリックコメントにつきましては、名前を明かしてもらおうのかなと思っておりましたが、済みません、今言われております点は余り考えてなくて。

辻本委員長

パブリックコメントというのは、河川法上の話ですね。

事務局

その場合は名前を名乗ってもらおうかなと思っておりましたが、任意の意見聴取については、個人情報の問題があるのかなと思い余り考えてなかったのですけれども、今片田委員から御指摘を受けたように、しっかり考えたいと思います。

辻本委員長

どうせスクリーニングするのだったら、身分を明かさないう物言う自由さも、いろいろな意見を聞く面では必要なのかなというところも感じるが。

片田委員

少数の大きな声が民意だとされることに対して違和感を覚える。例えば、重複して公聴会でも発言され、インターネットでも書き込み、はがきも出され、あたかもその発言が地域もしくは住民の代表のごとく位置づけられることを危惧している。社会調査なんかやったりすると、大半は黙っている人で、少数の大きな声だけで民意だとされてしまうことを危惧している。

辻本委員長

その辺が充分区別できるようにしたいと思いながらも、私が一番気にしているのは、その後に流域委員会でかなりチェックする仕組みがあると。流域委員会は選ばれた人たちが、変な言い方だと、逆にまともな考え方で議論している。まともな考え方で、オープンの場合

で議論している中では出てこないような意見も我々は目にすることが必要じゃないかなと
いうことで、その辺両面あるのかなと。

辻委員

私も声が大きい方だと思われるのかも分からないが、いろいろなところで素直に思った
ことをどんどん言うタイプなので。ただ、片田委員が言っているようにいろいろな問題が
あると思うが、昔の言葉で「万機公論に決す」という好きな言葉があるのだが、みんな
議論すれば、難しい問題も共有してかかれば変な方向にいかないだろうという、僕の楽観
主義がある。

辻本委員長

万機公論でない仕組みを持っているからこそ、ただ単に意見が出てきたものを多数決で
決めて、これが市民の意見ですよという仕組みを今回は取らない。

流域委員会が一つの限られた場でもあり、だからこそ逆にいろいろな意見を聞いておく
必要があるのかなという気がした。

辻委員

最終的には、この委員会がいろいろ出た意見をまとめて決める責任を持つわけか。

辻本委員長

ここで責任を持って意見を言う。だから、数が多いからという形の議論での弊害は避け
たい。多くの人が集まって、そこで議論して大きな声が勝つという最終的な取り決めには
していないからこそ、逆に聞く意見は広げておきましょうという考え方だと思う。

片田委員

僕自身も聞かなくていいと言っているわけではなくて、しっかり聞かなきゃいけないと
言っている。ただそのときに、私こういう形で調査をやった経験がいろいろあって、まだ
日本の社会の中ではネチケツというんですか、インターネットを介した匿名性の中での
議論は非常に不毛なものが多いという現実の中で、それに振り回されることは嫌だと言っ
ているわけです。

辻本委員長

我々は傍観者で、多数の意見が集められたものを前に置いて、これは多数だからどうで
すねというジャッジメントをするような場なのか、いろいろな意見を聞くんだけど、
選ばれた我々流域委員会のメンバーで議論して、決定する方法で事務局に提案していくの
か、その意見に対して我々は二通りの対し方がある。

今までのコレカラプロジェクトを作るプロセスにおいても、ここで議論して、ある程度それを系統化してきた延長線上だとすれば、やはり広く意見を集めてもらって、意見を系統化して、議論するやり方を取るなら、少しは広いところから聞いた方が良いでしょう。

もし、我々もただ単にジャッジする人間になって、たくさん出てきたやつはそれなりの意味があるとか、そういう議論しかないんだとしたら、やはり来る意見については、かなりの制限をつけて責任ある発言の中から選びましょうということになってくる。

石田委員

ちょっと根本的な問題なんですけれども、意見聴取をして調査をされた中身がどのぐらいの重要度を持って、この整備計画なり今後のものに反映されるかによって、調査手法であるとか、意見収集の形式は変わってくるんじゃないかと思う。

一般的には、これはある種のマーケティングリサーチに近いものだと思うので、その場合、三つの重要なポイントがあると思う。調査手法と属性とバイアスがかかっていないかどうか。

一つ例を挙げてみれば、私は市民というのがすごい気になって仕方がない。市民の属性を地域性という軸で判断してみると、まず生命の危機、財産の危機を直接的に感じている人たち、ちょっと離れていて何となく堤防が切れるんじゃないかと思っているような不安層、潜在的不安を感じている人たち、あとは、川がきれいになるといいな、川に遊びに行きたいなと思っているような川と直接的に対峙していない距離の人たち、この属性だけでも随分感じ方は違うと思う。

辻委員にお詫びしなければいけないんですが、先ほど少し誤解がありましたので訂正させて頂きたい。

意見をどの程度重要なものとして扱い、組み入れていくかによって、収集の方法やお聞きする属性、極端なバイアスがかかっていないかというものが重要になってくるんじゃないかと思います。そこを片田委員は危惧されていると思う。

片田委員

意見を伺うことは重要だと思っている。ただ、今言われたように、この川の問題というのは、例えば、環境と防災とといっただけでも調整問題である。防災だけとっても、極端な話をすれば、右岸が寄られれば左岸が切れる。上流を守れば下流が危ない。ただ、先ほど来言っているような少数の大きな声の人の意見をもって全体意見とされることに対して違和感を覚えると言っている。

辻本委員長

難しい問題で、属性がきっちり分かるような条件にしたところで、その調整機能をこの流域委員会は担わないと仕方がないと思う。だから、属性が分かっている意見もあれば、属性が分からない意見もあるという形で、答える方に選んでもらうという形はどうか。

この調整機能を流域委員会がある意味では、責任持って担うんだという覚悟を持って12回に臨んでもらうということではどうか。

石田委員

属性至上主義ではないんですけども、パブリックコメントに出てくる人というのは、果たしてどんな人なのかというのが、私の中では何となくイメージが湧いてしまったりとかするのもあるので、何か調整的なものがないと苦しいなと思う次第です。

辻本委員長

意見は属性のあるものと属性のないもの、いろいろなものが出てくる。これを目の前にして皆さん方に意見を言ってもらい、最終的には流域委員会として、事務局にこういう形がいいんじゃないですかという話をして、事務局は事務局で、行政として判断してもらうという形にするということで、いかがか。

だから、ひょっとしたら90%の意見の方が10%の意見に比べて価値がないと流域委員会が判断することもあるということを含めて、そういう議論を流域委員に任命された責任を持って、流域委員会として判断をして行政に返すということ。

河川法に関するものは行政に乗っ取ってやって頂いたら結構でしょう。任意のところについては、我々がいろいろな議論をするときの材料として、できればきちっと属性も調べた意見と、ある意味では属性がはっきり分からないんだけど、こんな意見も出ているよというものを資料として出して頂くという形でお願いするということでよいか。

(5) 委員からの提案議題

・河川整備のスケジュール(案)

事務局

事務局から提案した議題とは別に小菅委員の方から、整備工事の実行における優先度の考え方について、河川事務所の方針を示し、委員の皆様の意見を伺って頂きたいという御提案がありました。これについて説明させていただきます。

・河川整備のスケジュール(案)(資料-6(1))を説明。

辻本委員長

河川整備計画の中では、ある程度段階的にどの辺からやっていくのかということを示すことが重要だという考え方になっている。それがあからこそ、いわゆるモニタリングとフィードバックという話もあるが、どれぐらいやれるのかという話。

今回の 30 年の河川整備計画も、JR の特構事業と言われるものに非常に時間がかかりそうで、そのネックが解消されるまでは、それより上流ではなかなか治水事業が始められないということが書かれている。環境の問題は、地先地先で住民と連携して計画が具体化したところについてやっていくという提案。本来、環境目標にしっかりしたものがあれば、一番最初にやらなければいけないところはどこかという話が出てくるが、今のところ庄内川では、環境目標を持って何から手をつけていくべきかという議論が殆どされていないので、今回の提案では、住民あるいは一生懸命やって頂く団体とネゴシエイトがついたところから順番にやるという提案。

小菅委員

大体こういうことじゃないかなと思っていたんですけども、多分手戻りがないように工事がされるだろうから、治水の工事をやる時に河川敷へのアクセスの改造とか、河川道路をやるとか、遊歩道をつけるというのも一緒にやって、手戻りを少なくされると思う。

このスケジュールだと枇杷島 3 橋より上流の皆さんにとっては、なかなか手が届いてこないように見える。

その次に、堤防の質的調査はどうでしたかと聞いているが、もう一本この下に線が入って、堤防の質的に問題があるところとか、水防上危険な箇所というものもこの下に一本入られて、それもやっていくと。そのときには、その近辺のアクセスの改善もやっていくんですよという形にならないかなと思う。

辻本委員長

おっしゃるとおり、最初は下流ばかりくっつけますという話で、この後また説明頂くが、堤防点検で堤防の質的強化をやらなければいけない。質的評価は容量に影響しないので、すなわち流量には関わらないので、逆に言えば、どこからでも進められるという言い方もできるし、弱点をどこから潰していくのかという視点からすると、必ずしもどこからやってもいいという話でもないという認識も出てくるので調整は必要。

これで上流ができないんだったら、上流では質的評価を中心にやっていくとか、あとは環境整備を中心にやっていくとか、やはり全体でその地域地域へのサービスのバランスも

考える必要があり、その辺もあるので、質の点検の話を先にやってもらう。

- ・庄内川の堤防詳細点検結果の概要の説明

事務局

小菅委員の方からもう一つありました堤防詳細点検の結果について説明させていただきます。

- ・庄内川の堤防詳細点検結果の概要（資料-6(2)）を説明。

辻本委員

堤防を強化しなければいけない区間が枇杷島より上にもたくさんあるので、うまいバランスで治水事業を進めるということも一つの段階的な進め方の工夫なのかもしれない。

片田委員

この堤防の質的な評価の 7 割が良くないという話を聞いて、改めてこの問題は、ひょっとしたら洗堰の話よりも、もっと重要な要素を含むのではないかと思った。

破堤が起こると大変なことになるわけで、破堤を起こさせないということが非常に重要だと東海豪雨なんかの破堤を見ても思う。一挙に膨大な被害が出るという堤防の 7 割が危険な状態というのは、実は一番大きな問題かもしれないと思う。もう少し強調して書いて頂くといいと思う。

辻本委員長

あるところでは堤防がこんなに脆弱であるという状況を、不安感をあおるから書くなという意見がある川では出たんですけども、非常に深刻な問題だと思うが、堤防が質的に脆弱さを持っているということの評価が、まだ定式化されていない。例えば、浸水想定区域図を作るときにも、やせている堤防はスライドダウンして破堤する可能性が高いという形で浸水想定区域図を作るが、質的に脆弱さを持っているものについては、スライドダウンすることも今のところやらないまま議論している。

この間、読売新聞も全国の堤防の質的脆弱さは 36%と出ているし、庄内川は 71%と出ている。これをどう評価して治水対策に生かすのかというのは、もうこれだけ新聞に出ている状況なのでコメントしないわけにはいかない。浸水想定の際のスライドダウンも含めて、ちょっと考え願えるか。

辻委員

この 30 年の元々の計画では対処しない予定なのか。堤防の嵩上げだけであって、堤防の補強みたいなことは視野にないのか。

辻本委員長

堤防の進捗率というのは、やせた堤防、高さの低い堤防だけで、これはどう評価しているかという質問だが、脆弱さについては、堤防の完成とか疎通能力とか、いろいろな中でどんなふうに扱っているか。

事務局

整備計画の中では、堤防の質的整備について実施することを考えています。一番最初に、まだ案を示した段階では 7 割の堤防が悪いという状態ではなかったのも、そんなにひどいと思わなかったのもありまして、30 年間の中でこの 7 割全てをやり切ることは非常に難しいなと思っています。

東海豪雨に耐えられた堤防があり、それに対して一方、流下能力的に足りない堤防もあるわけです。だから、質を取るのか流下能力を取るのかというところで、完成している堤防を壊して堤防の質的整備をすべきなのか、それとも形さえできていない堤防のところを一生懸命築堤すべきなのかという議論が残ってしまっていて、その辺どういう優先順位をつけるべきかは、まだはっきり整理できていないというのが今の現状です。

辻本委員長

理想的なメニューは堤防の質的改良ということになるのだが、とてもこれだけの量をやるといかにいかないということになれば、結局、未完成堤防と同じような扱いでスライドダウンか何か考えて、浸水想定とかの中に生かしていくような警告の形なんかは確実に必要になってくると思う。その辺の作業は急いでおいた方がいい。庄内川が 71%と書かれたらチェックだけはやる必要がある。

石田委員

後学のために、どんなふうに今ある堤防を強化する工法、方法みたいなものを、また次回でも構いませんので教えて頂ければと思う。

辻本委員長

それはコレカラプロジェクト Vol.2 の 24 ページにも入っている。

事務局

対策を大きく分けると、一つは、堤防の中に水を入れないということで、浸透させない対策ということで、川側に水を入れないように遮水シートを張ったり、上を舗装したりして雨水を入れないとか、堤防の中に水を入れない対策が一つの対策としてあります。

二つ目の対策として、入った水を抜くためにドレーンということで、これは排水性の良

い砂利とかを入れるんですけれども、そういうことで入った水を速やかに抜くということで、堤防内の土の中の水位を上げないように早く抜くという二つの方法があります。

二つ目の方法でドレーンを入れようとしても、例えば、完成している堤防を壊してドレーンを入れなければいけないことになって、本当に堤防を壊してまでドレーンを入れるのか、どちらが良いのかというところで判断がつかかねているという状況です。

石田委員

大変良く分かった。完成している堤防を壊すというのが、どういうことかちょっと知りたかったので。ありがとうございます。

辻本委員長

今までの整備計画のメニューでも堤防強化というのは書かれているが、あの予算ではとてもできないような話になるということでもあるので、そうでないところに対する対応も考えておく必要がある。

辻委員

保水力の問題とか、森をどうするとか、霞堤みたいなのをどう復元するとか、そういう全体を考えないといけない。この整備計画では河川の管轄地域しかできない、ところがあるが、やはりこういう現実があるんだったら、川だけでは対処できないんだと。もっと流域全体で、源流あるいは都市から、水をどっと出さない仕掛けをいろいろなことで考えていってもらわなければ困るんだということを、僕はもっと声を大きくして言いたいわけで、流域委員会としてそういうことを言うべきではないか。

辻本委員長

もちろん、いろいろなところで議論しなければいけないと思うが、流域全体の保水力とか浸透性をどれくらい増やしていったら、どれくらいの安全度が高まるのか。先ほど一番単純に浸水想定区域という表現で、どういう施策を取ったらどれだけの安全度が上がっていくのか。これは整備計画でも、やられるメニューに応じて現在の浸水想定が、これだけの施策をやるとどれくらい改善されるかというのを国民に示す必要があるし、一方では、非常に興味を持たれている人が多い森林の整備とか、浸透性を増すというメニューが対象洪水に対して一体どんな効果を持つのかということの比較も当然示しておく必要がある中で議論しなければいけないと思うが、その辺は準備してくださいと言われても、なかなか今の中ではできないと思う。

寺本委員

私たちが責任を持って川を安全にするというのは、土台無理なことだと思うんですよ。川というのは、あふれるのが自然で、今まで国土交通省は、私たちが安全にしてやるんだみたいに誤解を受けてきたので、それが問題で、いざというときにどうすべきかという方にかなり力を入れる必要があると思う。

辻本委員長

その辺は先ほども言ったように、堤防の問題、東海豪雨に耐えた堤防が一体どれだけの脆弱さを抱えているのかという話と、計算上の安定問題とどれだけリンクするのかとか、まだ情報が出たばかりで詰めなければいけないところがたくさんあると思うので、簡単に私がさっき言ったようなスライドダウン、すなわち小さな堤防と変わらないんだという言い切り方もなかなかできないんだと思うが、そう思えばどうなるかぐらいの議論はちょっとされておいた方が良くと思う。

それから、先ほど言いました安全度の上昇がどれぐらい効率的にこの整備計画で達成されるのかということも、そうでないと思っている方々もいるので、どれだけ河川整備が治水安全度を高めているのか、その残りをどう補わなければいけないのか見せられるように努力頂きたいと思う。

整備計画の原案が示されるまでの間に、現在手にしている情報で、整備計画(原案)にするにはどんなことに注意を払わなければいけないか等について御意見を頂ければと思う。

時間が大分過ぎたが、残りはコレカラプロジェクトレポート Vol.2 について意見を集約くださいということと、今後の進め方にいったらいいですか。一応議事の(5)まで済みましたので、最後、(6)今後の進め方、第12回の流域委員会の案内をお願いします。

(6) 今後の進め方

事務局

- ・今後の進め方(資料-7)を説明。

辻本委員長

もし一言発言したい人がいたら、よろしいか。

辻委員

今日ちょっとやり方を変えてもらい、割とゆっくり議論ができたかなと思うが、一生懸命傍聴を続けている方に時間限定して少しお話を聞いたらどうかなと思う。

辻本委員長

それは流域委員会ではちょっとできないので、終わってからということであれば、自由に御発言いただいても、流域委員会が終わってから、あるいはいつ捕まえてもらっても結構かと思うが、流域委員会の中ではそういう仕組みになっていないので、申しわけありません。

他に意見がなければ、これで本日の議事は、その他はありませんか。

事務局

ありません。

4. 閉 会

正木課長（中部地方整備局河川部河川課長）

毎回、土岐川庄内川流域委員会において非常に御熱心な議論ありがとうございます。

特に今後の住民意見の聴取等についてさまざまな意見を交わして頂きまして、本当に御熱心な議論ありがとうございます。

今全国で、9月1日現在ですけれども、基本方針が54水系策定されています。整備計画としては23河川が策定されるということで、単純には比較できないんですが、間に約20以上の河川で今整備計画というものが、さまざまな議論の中で策定されています。その中で土岐川庄内川においても、そういった議論が今白熱しているという状態だと考えています。

今後、委員会でも紹介があったように、実際に地元において、いろいろな形で意見を頂いて、第12回の流域委員会で、またそれに対して議論を頂くということで、今後ともいろいろとお力添えをお願いすることになりますけれども、宜しくお願いいたします。

[終]